

浜松いわた信用金庫

将来のための 代理人サポートサービス

お客さまとご家族の皆さまに
人生100年時代を
安心して楽しく暮らして
いただくためのサービスです。

こんなお悩みありませんか？

認知症になると
預金がおろせなくなるの？



将来の認知症に
備えておきたい・・・



「将来のための代理人サポートサービス」を利用すると、

ご本人さまが将来認知症になり認知・判断能力を喪失されてしまった場合でも、
ご本人さまに代わって、あらかじめお届けいただいた代理人の方が
預金手続き等を行うことができます。

詳しくは裏面をご覧ください。

万が一、
認知症になっても
安心です。



将来のための代理人サポートサービスの概要

対象の代理取引	<p>【万が一、認知症になってしまった後に代理取引開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当座預金を除く預金の入出金 ・預金口座新規開設、解約 ・残高証明書、取引明細表発行 ・各種諸届の手続き(変更届、喪失届) ・口座振替の設定 ・出資金の譲渡
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍を有する個人のお客さま ・当金庫に普通預金口座をお持ちのお客さま
代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人は預金者の推定相続人から指名が可能です。 ※推定相続人とは例えば、配偶者と子です。子がいない場合については窓口までお問合せください。 ・代理人は1名のみ指名が可能です。
代理人との取引	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の都度、代理人の本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証他)を持参してください。 ・当金庫は代理取引にかかる根拠となる書面(請求書や領収書等)の提示を求めることがあります。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・無料
変更・停止	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容の変更や、サービス利用停止の希望がある場合は、口座取引店にて所定のお手続きをお願いします。
ご注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金者の口座取引店の窓口のみのお取扱いとさせていただきます。 ・代理取引開始後、預金者の推定相続人から代理取引に関する開示請求があれば、当金庫はそれに応じます。 ・以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させて頂く場合があります。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 預金者または代理人が死亡した場合 2. 代理人の認知・判断能力が低下した場合 3. 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合 4. 預金者に成年後見制度の開始があった場合 5. 預金者の認知・判断能力が回復した場合 6. その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合

将来のための代理人サポートサービスの流れ・必要書類

流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時と代理人取引開始時で手続きが2回あります。 ・1回目の手続きは本サービスの申込となり、預金者と代理人の2名で一緒にご来店いただきます。 ・2回目の手続きは代理人取引開始の申出となり、代理人にご来店いただきます。 ※2回目の手続き時に医師の診断書にて預金者が認知症になったことを確認します。 ・2回目の手続きで、代理人取引開始を申出いただいた後から、代理人取引が開始します。 ※代理人取引開始後は預金者本人による取引ができなくなります。 	
必要書類	1回目 (申込時)	<ul style="list-style-type: none"> ・預金者と代理人の本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証他) ・預金者と代理人の関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ・預金者名義の当金庫の通帳
	2回目 (代理人取引開始時)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書(認知症であることが確認できるもの) ・代理人の本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証他) ・預金者名義の当金庫の全ての通帳・証書・キャッシュカード ・代理人のお届けの印鑑

※反社会的勢力の申込はお断りいたします。

2022年11月1日現在

くわしくは本支店窓口またはフリーダイヤルまでお問い合わせください。

0120-307-804 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

 浜松いわた信用金庫